

四日市市告示第120号

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第171号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助の対象となる者(以下「<u>補助対象者</u>」という。)は、次の各号に掲げるものであって、市内において1年以上の事業を行った実績があり、市税を完納し、<u>市内に本店又は主たる事業所(従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。)</u>を有するものとする。</p> <p>(1) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。)</p> <p>(2) 小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。)</p> <p>(3) 主として小規模企業者で構成される団体等であって構成員の人材育成に資する活動を行うもの</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。</u></p> <p><u>(1) 発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員が300人を超える法人をいう。次号について同じ。)の所有に属しているもの。</u></p> <p><u>(2) 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が2以上の大規模法人の所有に属しているもの。</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業(以下「<u>補助対象事業</u>」という。)は、<u>補助対象者が、市内事業所に勤務する従業員等に、</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げるものであって、市内において1年以上の事業を行った実績があり、市税を完納している<u>市内事業所</u>を有するものとする。</p> <p>(1) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。)</p> <p>(2) 小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。)</p> <p>(3) 主として小規模企業者で構成される団体等であって構成員の人材育成に資する活動を行うもの</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業(以下「<u>補助対象事業</u>」という。)は、<u>市内で事業を行う中小企業者、小規模企業者及</u></p>

講習会等又は試験を受けさせるなどして技術力及び生産性の向上に資する資格（別表に掲げるもののほか、市長が認めるものに限る。）を取得させる事業とする。

（補助金の額）

第5条（略）

（1）（略）

（2）前号の規定にかかわらず、1資格に対する補助金の額は1人につき3万円を上限とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第8条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合、資格の取得に至らなかった場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金計画変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2から4まで（略）

（実績報告）

第9条 申請者は、補助対象事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、当該年度末までに四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）から（3）まで（略）

2 市長は、前項第2号及び第3号に掲げる書類のうち、実績報告の内容により必要がないと認めたものについては、これを省略させることができる。

（補助金の交付）

び団体等が、その経営者又は従業員若しくは団体等の構成員のために、技術力及び生産性の向上に資する資格の取得を伴う講習会等（別に市長が定めるものに限る。）を受講させる事業とする。

（補助金の額）

第5条（略）

（1）（略）

（2）前項の規定に関わらず、1資格に対する補助金の額は1人につき3万円を上限とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、（四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付申請書第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第8条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金計画変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2から4まで（略）

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。）したとき（以下「完了等」という。）は、当該年度末までに四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）から（3）まで（略）

（補助金の交付）

第10条（略）

2（略）

3 市長は、補助対象事業において資格の取得に至らなかったものについては、補助金を交付しないものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告又は施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金等の使用が不相当と認められたとき。

（補助金の返還）

第12条（略）

（委任）

第13条（略）

附 則

1（略）

（有効期限）

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

講習や研修修了が必修な資格	建	車両系建設機械運転
	築	不整地運搬車運転
	・	高所作業車運転
	設	フォークリフト運転
	備	ショベルローダー等運転
	・	玉掛け
	土	床上操作式クレーン運転
	木	小型移動式クレーン運転
	関	ガス溶接
	係	コンクリート破砕器作業主任者
		地山の掘削作業主任者
	土止め支保工作業主任者	

第10条（略）

2（略）

（補助金の返還）

第11条（略）

（委任）

第12条（略）

附 則

1（略）

（有効期限）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

	<u>型枠支保工の組立て等作業主任者</u> <u>足場の組立て等作業主任者</u> <u>コンクリート造の工作物の解体等作業主任者</u> <u>鋼橋架設等作業主任者</u> <u>コンクリート橋架設等作業主任者</u> <u>木造建築物の組立て等作業主任者</u> <u>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</u> <u>有機溶剤作業主任者</u> <u>プレス機械作業主任者</u> <u>ボイラー取扱</u> <u>耐震継手</u> <u>大口径耐震継手</u> <u>特定化学物質等作業主任者</u> <u>特別管理産業廃棄物管理責任者</u> <u>建築設備検査員</u> <u>建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者</u> <u>特定自主検査事業内検査者</u> <u>石綿作業主任者</u> <u>ガス溶接作業</u>
福祉関係	<u>介護職員初任者</u> <u>移動支援従事者</u> <u>居宅介護従業者</u> <u>福祉用具専門相談員</u>
管理・その他	<u>職長・安全衛生責任者</u> <u>安全管理者</u>
試験合格が必要な資格	<u>大型自動車第一種免許（限定解除を含む。）</u> <u>大型自動車第二種免許（限定解除を含む。）</u> <u>大型特殊自動車免許（限定解除を含む。）</u> <u>中型自動車第一種免許（限定解除を含む。）</u> <u>中型自動車第二種免許（限定解除を含む。）</u> <u>準中型自動車免許（限定解除を</u>

	<u>含む。)</u> <u>けん引免許</u> <u>海技士</u> <u>揚貨装置運転士</u> <u>移動式クレーン運転士</u> <u>クレーン・デリック運転士</u>
<u>建</u> <u>築</u> <u>・</u> <u>設</u> <u>備</u> <u>・</u> <u>土</u> <u>木</u> <u>関</u> <u>係</u>	<u>建築士</u> <u>建築施工管理技士</u> <u>建設機械施工技士</u> <u>管工事施工管理技士</u> <u>造園施工管理技士</u> <u>建築設備士</u> <u>測量士・測量士補</u> <u>舗装施工管理技術者</u> <u>電気工事士</u> <u>電気工事施工管理技士</u> <u>電気主任技術者</u> <u>電気通信工事担任者</u> <u>土木施工管理技士</u> <u>エネルギー管理士</u> <u>危険物取扱者</u> <u>技術士</u> <u>技能士</u> <u>ガス溶接作業主任者</u> <u>ボイラー技士</u> <u>マンション管理士</u> <u>下水道管路管理技士</u> <u>下水管路更生管理技士</u> <u>推進工事技士</u> <u>地質調査技士</u> <u>補償業務管理士</u> <u>給水装置工事主任技術者</u>
<u>福</u> <u>祉</u> <u>関</u> <u>係</u>	<u>介護支援専門員</u> <u>介護福祉士</u> <u>介護事務管理士</u>
<u>管</u> <u>理</u> <u>・</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>他</u>	<u>衛生管理者</u> <u>RCCM (シビルコンサルティ</u> <u>ングマネージャー)</u> <u>職業訓練指導員</u> <u>宅地建物取引士</u> <u>日商簿記検定</u> <u>ファイナンシャル・プランニン</u> <u>グ技能士</u>

第2号様式を次のように改める。

(第2号様式)

四日市市指令 第 号

申請者 所在地 四日市市  
団体名  
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
- (2) 事業計画に変更を生じた場合は、市に報告すること。
- (3) 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (4) この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (5) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

<注> 事業の効果測定を目的に、後日、申請者に対して市がアンケート等を実施する場合がありますので、可能な限り協力をお願いします。

第3号様式を次のように改める。

(第3号様式)

年 月 日

四日市市長 様

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

印

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金  
計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で交付決定通知のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更理由

3 変更内容

4 その他

(1)変更収支予算書

(2)その他

第4号様式を次のように改める。

(第4号様式)

四日市市指令 第 号

申請者 所在地 四日市市  
団体名  
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金  
計画変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金の計画変更を承認したので、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
- (2) 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (3) この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第5号様式を次のように改める。

(第5号様式)

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地 四日市市

団体名

代表者

印

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定による事業を実施したので、同要綱第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

1 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業の結果

(1) 講習会等の内容

①実施機関	
②講習会の名称等	
③取得できる資格等	
④受講日程	年 月 日 ～ 年 月 日
⑤会場	

(2) 受講者氏名

1	氏名		勤続年数等	年
2	氏名		勤続年数等	年
3	氏名		勤続年数等	年
4	氏名		勤続年数等	年
5	氏名		勤続年数等	年

3 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 収支を証する書類の写し

(3) 事業の実施を証する書類（修了証等の写し等）

(4) その他

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)